

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができるよう、雇用環境の整備を図るとともに、地域の次世代育成支援に貢献するために、次のように行動計画を改定（目標3の追加、および計画期間の延長）する。

1. 計画期間 2011年4月1日から2025年3月31日まで

2. 内 容

目標1：社員が安心して育児や介護に取り組めるよう、育児休業や介護休業を取得しても、スムーズに職場復帰できるための職場復帰プログラムの整備を図る。

【対策】

- 2011年 4月～ 検討会の設置、検討開始
- 2012年 3月～ 育児休業や介護休業取得中の社員を含め、全社員への周知
- 2012年 4月～ 職場復帰プログラムの導入、運用開始
【現在、運用中】

目標2：社員が子育て等を目的として、計画的に年次有給休暇を取得しやすくするために、年次有給休暇取得システムの整備を図る。

【対策】

- 2011年 4月～ 検討会の設置、検討開始
- 2012年10月～ 運用に際しての全管理者への教育訓練開始
- 2012年12月～ 全社員への周知
- 2013年 1月～ 年次有給休暇取得システムの導入、運用開始
【現在、運用中】

目標3：妊娠や出産、子育て等（介護を含む）による退職者についての再雇用制度の整備を図る。

【対策】

- 2014年 8月～ 検討会の設置、検討開始
- 2015年 3月～ 産前産後休業や育児休業、介護休業取得中の社員を含め、全社員への周知
- 2015年 4月～ 再雇用制度の導入、運用開始
【現在、運用中】

以上

次世代育成支援対策推進法に基づく両立支援の取り組み (実施中又は実施していた取り組み・実績)

目標1：社員が安心して育児や介護に取り組めるよう、育児休業や介護休業を取得しても、スムーズに職場復帰できるための職場復帰プログラムの整備を図る。

【取り組み（実施中又は実施していた取り組み・実績）】

- ・休業者がスムーズに職場復帰できるよう、「職場復帰直前プログラム」を策定。
- ・策定以降、社員9名が、育児休業を取得。その後、復帰の際、同プログラムを実施し、復帰。
- ・2018年7月1日現在、社員4名が育児休業取得中。
- ・2019年7月1日現在、上記4名中3名が同プログラムを利用して復帰。（1名は現在も育児休業取得中）また、新たに1名が育児休業を取得中である。
- ・2019年6月、新たな取り組みとして、スムーズな職場復帰だけでなく、育児・介護休業等取得時に「復帰支援プラン」を作成し、プランに基づいて社員が円滑に休業を取得できるよう支援する仕組みを構築。
- ・2020年7月1日現在、2名が同プログラムを利用して復帰し、新たに5名が育児休業を取得中である。

目標2：社員が子育て等を目的として、計画的に年次有給休暇を取得しやすくするために、年次有給休暇取得システムの整備を図る。

【取り組み（実施中又は実施していた取り組み・実績）】

- ・どの部門も同じように、年次有給休暇を取得できるよう、各部門ごとに「年次有給休暇取得スケジュール」を作成。予め、週・月・年単位で、取得希望日を設定し、計画的に年次有給休暇を取得する取り組みを実施。

目標3：妊娠や出産、子育て等（介護を含む）による退職者についての再雇用制度の整備を図る。

【取り組み（実施中又は実施していた取り組み・実績）】

- ・2015年2月「育児・介護退職者再雇用制度規定」を制定。
- ・2015年2月号社内報にて、「育児・介護退職者再雇用制度規定」について周知。
- ・2015年3月各部門へ「育児・介護退職者再雇用制度規定」を配布。
- ・2015年4月1日より再雇用制度の運用開始